瀬戸内トラストニュース

第66号　2017年2月

環瀬戸内海会議事務局　700-0973　岡山市北区下中野318－114　松本方　TEL&fax　086-243-2927

Stop！ 辺野古新基地建設

これでも日本は法治国家か！
沖縄県民の民意を無視し、抗議の声を圧殺！
民主主義も地方自治も踏みにじり、
高江ヘリパッド・辺野古新基地建設強行！
抗議する沖縄県民を逮捕そして長期拘留！

16.12.17　阿部悦子さん撮影　警察は現場検証すらできず、警察が警備する中、オスプレイの残骸を回収する米兵

琉球新報
THE RYUKYU SHIMPO
12月14日 水曜日
オスプレイ墜落
名護東沿岸、夜間訓
乗員5人、2
北部着陸帯使用機か
埋め立て要件を

「土砂採取計画撤回を求める署名」にご協力を！

沖縄・辺野古では、県民の民意を踏みにじり辺野古新基地建設工事が強行されようとしています。五月にも埋立て本工事に着手とまことしやかに報道されています。

理不尽極まりない辺野古新基地建設を止めるため、辺野古土砂全協では引き続き、「土砂採取計画の撤回を求める署名」を進めています。

「署名」にご協力をお願いします。

山城博治さんたちを直ちに釈放せよ！

一昨年春の大病を克服しキャンプシュワブ前で辺野古新基地建設強行に非暴力抗議行動の先頭に立ってきた山城博治さん(沖縄平和運動センター議長）が昨年10月17日、高江ヘリパッド建設現場で有刺鉄線を一本切っただけという軽微な罪状で逮捕され、3か月に及ぶ不当な長期拘留が続いています。ほかに二人が長期拘留中です。

わずか半月で全国から那覇地裁にあてた約六万名の「早期釈放を求める署名」が一顧だにされないままです。私たちは山城さんたちの早期釈放を求めます。

目　次

辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会 活動報告	松本宣崇	2
西条火電１号機リプレースにもの申す	湯浅一郎	3
石炭火電の建設ラッシュに声をあげましょう	松田宏明	4
廃棄物処理法見直し議論で安定型処分場問題は？	末田一秀	6
広島市　広島市一般廃棄物処分場反対立木トラストの現場から　広島の水と緑を守る会　他		7
愛媛県　三瓶町産廃施設廃炉を目指す運動の現場から	菊池弘三	8
岡山市　御津産廃処分場計画　最高裁で業者に「建設中止命令」　それでも岡山市は許可するのか		8
香川県　豊島事件その後　香川県の言う「１６年度末撤去完了」の現実	石井　亨	9
広島県　鞆の浦埋立架橋計画」完全撤回、住民を分断した行政責任は重い	中國新聞	10
広島県　中国電力によるスラップ訴訟・勝利的和解！	岡田和樹	11
環瀬戸内海会議第28回総会開催予告　各地からのご案内		12

辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会 活動報告

辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会事務局長　　松本　宣崇

16年10月以降の辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会の活動を簡単に報告しておきたい。

辺野古土砂全協第三回総会、天草で開催

16年10月1～2日、熊本県天草市で第三回総会を開催した。市内離島・御所浦島は辺野古埋立て用土砂採取予定地の一つ。皮肉にも既存採石業者の操業で、「白亜紀」の地層が露出、誰でも手軽に様々な化石の採取・持ち帰りができ、小中学生が課外授業に頻繁に訪れる島、「天草ジオパーク」の一部である。以前から島民は採石業免許の延長不許可を熊本県に要望してきた。辺野古埋立て用土砂採取が浮上し、さらに採石場への鉄鋼スラグも明らかになった。島民は採石免許停止と鉄鋼スラグ持込みに反対し島ぐるみで運動している。私たちは御所浦島民と連携してともに闘っていきたいと考えている。

土砂搬出反対署名第二次提出41,470筆、防衛・環境両省要請交渉

11月1日、総理大臣あて第二次署名41,470筆を内閣府に提出した。15年10月の第一次分と合わせ93,899筆となった。

署名提出に先立ち同日、防衛・環境両省への要請交渉を行った。

16.11.1 防衛・環境両省要請交渉

私たちは、土砂搬出が生物多様性国家戦略に照らし、外来種防止対策、重要海域の汚染という2点で抵触の疑いが強いという視点から交渉した。

二時間の要請交渉で、防衛省は質問に対し、「法令に則り、環境に配慮して適切に対処」を繰り返すばかり。また、環境省も、「辺野古埋立て事業者・沖縄防衛局が適切に対処すると考えている」と繰り返した。外来種防止対策や、「重要海域」の保全には「自然的・社会的条件に基づき適切に対処」「個別的事情・事案に答えられない」を連発した。

質疑の中で明らかになった主な点は以下の通り。

① 埋立て用土砂予算が、2016年度から三年間にわたり「埋立て土砂の採取・運搬など」が計816億円計上されている。

② 外来種持ち込み防止対策は、何も検討されていない。指導、助言を受けるとする防衛省の環境監視等委員会では、外来種問題を議論していない。

奄美から持参した「岩ズリ」

③ 防衛省は「供給業者に調査をさせる」と半ば決めている節があった。しかし、那覇空港埋立て用の奄美からの石材搬出では、業者による外来種確認は破綻していた。奄美から持参した「岩ズリ」を机に並べ、洗浄できるのかと迫ったが、一言も答弁できなかった。

④ 土砂採取地・採取量の変更は、許可留意事項「沖縄県知事の承認が必要」であると再確認した。

鹿児島県知事に土砂採取認可取消を要請

11月22日には、奄美会議とともに鹿児島県知事に奄美などの採石業認可停止、採石場からの海洋汚染防止、そしては以来種の県外移出防止を要請した。

所管部局からは丸きりの紋切型回答と硬直した縦割り行政を垣間見るだけであった。

翌23日には、鹿児島市内で学習交流集会、平和運動フォーラムの皆さんが参加され、ともに土砂採取問題に取り組むことを誓い合い、県都での活動に大きな一歩となった。さらに24日には、早朝から南大隅町の深い原生林に露頭する花崗岩を採石が目論まれる現場を訪れ、地元民の皆さんと交流できたことは今後の活動の大きな糧となった。

西条火電１号機リプレースにもの申す

― 環境影響評価方法書に意見書提出 ―

環瀬戸内海会議共同代表　　湯浅　一郎

☆ 環境影響評価方法書に意見書提出

16年９月３日、四国電力が西条火電１号機リプレース計画「環境影響評価方法書」を公表し、縦覧に供された。環瀬戸内海会議は10月15日付で以下の意見書を提出した。

1）　１号機出力の倍増に伴い温排水量が毎秒14.2㎥から30.4㎥へと倍増するのに伴う環境影響の変化という観点から以下の項目を予測評価すべき。

①　成層の強化が予想されることから夏季の底層における貧酸素化現象への悪影響。

②　海水取り込みに伴う魚卵・稚仔への物理・化学的影響や次亜塩素酸ソーダ使用増の影響。

③　周辺ノリ養殖場に温排水の拡散状況の変化がもたらす影響。

2）　当該海域が「生物多様性の観点から見た重要度の高い海域」に指定されていることへの考慮。

3）　冷却方式について水冷、空冷方式の採用の再検討。

4）　PM2.5、光化学オキシダントに関する予測評価の項目を追加すべき。

5）　地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」に違反する。

☆ 愛媛県に趣旨説明と県環境影響評価審議会

11月８日、渡部県議の紹介により愛媛県庁において環境課長に環瀬戸の意見書の趣旨を説明し知事意見に盛り込むよう要請した。12月16日には愛媛県の環境影響評価審議会が県庁で開催された。住民意見の大半は環瀬戸が提出したもので、夏季底層の貧酸素化問題に時間が費やされた。委員から「溶存酸素の予測評価はしないのか」との意見が出たが、四電は「前例がない。西条で取り上げれば、他地点でもせねばならなくなるので評価しない」と回答した。これを受け知事意見が作られ、経産省に提出された。

☆ 経産省環境審査顧問会議火力部会

今年１月18日、経産省の環境審査顧問会議火力部会が開催され私が傍聴した。経産省環境保全審査官が説明し、それに質疑する形式で進められたが、言葉の修正などに終始し結論ありきの会議であった。知事意見にないことは顧問会ではほとんど反映されない。愛媛県審議会の方がよほど実があった。ただし市民意見は、提出されたものがそのまま資料となっており、全21項目のうち13項目は環瀬戸の意見である。

最も驚いたのは、市川部会長が「県知事意見がＰM2.5，光化学オキシダントの予測も方式ができたらすべきと書き、四電もそうすると答えているが、そこまで答えなくていい」とアドバイスしたことである。「これらは越境大気汚染で一事業者が心配する問題ではない」と答えれば済むとしたのである。何と顧問会議は、電力事業者に都合のよい答え方を指導する場であった。しかしPM2.5の愛媛県データでも四国山脈の高原と西条等では倍くらい濃度が異なり、地元工場地帯による寄与で倍になっている。

また「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を提起したことで、県知事や事業者もそれを意識した見解となっている。県知事意見に新たな視点での問題を残すには、相当な力が必要であることも実感させられたが、愛媛県や経産省の審査会資料に環瀬戸としての意見を残し、一定の問題提起はできた。

同様の計画は、高砂、宇部など各地で起きつつあり、今後、幅広く取り組んでいく契機にせねばならない。

石炭火電の建設ラッシュに声をあげましょう

広島県芸南地区火電阻止連絡協議会　　松田　宏明

全国で石炭火電建設ラッシュが起きています。既設約 4900 万 kW、新増設約 2000 万 kW の増加。石炭火電は大量の二酸化炭素を排出するため、「パリ協定を守れるのか」「座礁資産とならないのか」「長期エネルギー需給見通しの 30 年目標値を守れるのか」と全国各地から声があがり始めています。

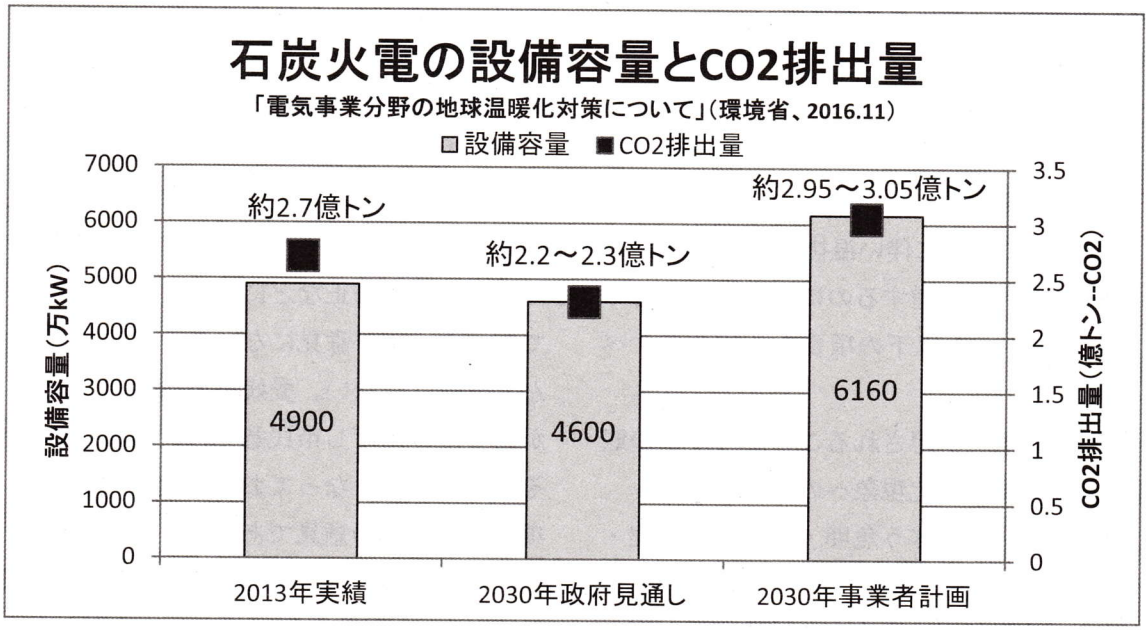

長期エネルギー需給見通し（2015）の電源構成では、石炭火電の設備容量は、4600 万 kW、二酸化炭素排出量は、約 2.2～2.3 億トンと見込まれています。が、現在計画中の石炭火電がすべて稼働すると、2030 年稼働 45 年以上のものをすべて廃止したとしても、見通しの二酸化化炭素排出量を大きく上回るため環境省が対策の必要性を説いているほどです。

◆ 瀬戸内海沿岸での計画

表の瀬戸内海沿岸の石炭火電の設備更新、新増設（小規模火電除く）をご覧下さい。合計出力 497 万 kW（約 371 万 kW の出力増）です。表をみて気づくことは、関西電力などの旧電力の計画が少ないことです。これは電力自由化で新電力による立地が可能になったためです。高炉廃止に伴い立地する神戸製鉄所火電は電気料金を安くする目的で入札応札されたもので、関西電力が売電先になっています。山口宇部パワーは、大阪ガス、宇部興産、電発（電源開発＝Ｊ-POWER）の共同出資の会社です。高砂新１は関電高砂火電の跡地に計画されています。設備更新を除いて、重化学工業の衰退に伴って生じた瀬戸内海沿岸の遊休地での立地となっています。企業が気候変動で語られる長期的視点をもたず、競争環境下で発電コストの安い石炭火電でひともうけしようとしていることがうかがえます。

運開 年	発電所名	所在地	出力 万kW	着工 年月	事業者名
17	酸素吹石炭ガス化複合発電実証	広島	17	13.3	大崎クールジェン
20	竹原新1	広島	60→60	14.3	電発
21	神戸製鉄所火力1	兵庫	65	18	神戸製鋼
21	高砂新1	兵庫	25→60	18	電発
22	神戸製鉄所火力2	兵庫	65	18	神戸製鋼
23	西沖の山1	山口	60	17	山口宇部パワー
23	西条新1	愛媛	15.9→50	19	四国電力
25	西沖の山2	山口	60	17	山口宇部パワー
27	高砂新2	兵庫	25→60	18	電発
20	赤穂燃料転換(石油→石炭)	兵庫	60×2		関西電力

風は私たちにも吹き始めています。今年２月赤穂発電所の石炭燃料転換について関西電力は計画中止

を発表しました。理由として電力需要低迷と地元赤穂市から反対の声が予想以上だったことをあげています。

◆ 地域環境への影響

地域環境への影響も計り知れません。現在でも、光化学オキシダントや PM2.5 の環境基準が満たされていないにもかかわらず、今後の計画で石炭火電からはそのもとになる硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの大量排出されること、水銀をはじめとする重金属の排出も見逃せません。発電所近くでの騒音・振動・低周波音、海への影響、動植物生態系への影響、現在も発電所は「公害のデパート」です。

もう一つの問題は、石炭灰の処分です。既に瀬戸内海沿岸の石炭火電から石炭灰が年間 180 万トンも排出されています。今後の計画での石炭灰排出量は 120 万トンにも及びます。これをどうするのか、環境影響評価の手続きでは扱われません。もともと石炭灰は有害な重金属を大量に含むため管理型最終処分場で埋め立てられていました。また、瀬戸内法で瀬戸内海沿岸での埋立処分を制限されていたこと、'01 年の資源有効利用促進法（リサイクル法）で再生資源として利用すべき副産物に指定されたため有効利用が拡大しました。「石炭灰全国実態報告書 2013」によると石炭灰の有効利用の 63%がセメントの粘土代替材、混和材として使われています。ところが、セメント需要が低迷し、輸出までしている現状があります。そこで大幅な需要増対策として高速道路や防潮堤の基盤、閉鎖水域の水質改善目的での海の窪地などへ投入が考えられています。が、重金属は溶出しないのか等、将来にわたって安全性が確保できるのかという問題は常につきまとっています。石炭灰の処分について監視が必要です。

関電赤穂発電所の石炭転換断念か　電力需要減で

2017/1/31 06:10 神戸新聞 NEXT　https://www.kobe-np.co.jp/news/shakai/201701/sp/0009874085.shtml より抄録

石油から石炭へ燃料転換を計画している関西電力赤穂発電所（兵庫県赤穂市、出力計 120 万ｋｗ）について、同社が転換の断念を検討していることが 30 日、取材で分かった。燃料費の削減などを目指したが、電力需要の鈍化や原発再稼働を見越し、計画の必要性を再検討しているとみられる。（西竹唯太朗）

同発電所は 1987 年に２基が運転を開始した。関電は 2015 年３月、より安価な石炭による電力の安定供給を理由に燃料の転換計画を発表。20 年度の運転開始を目指すとしていた。

しかし、関電の販売電力量は節電定着や電力小売り全面自由化による顧客離れで減少している。原発再稼働で電力が余ることを想定し、石炭利用の設備へ改造するコストに見合わないとの判断もあるという。

石炭火力発電所の二酸化炭素排出量は、石油の 1,24 倍、液化天然ガス（ＬＮＧ）の 2,29 倍とされる。燃料転換計画に対し、地球温暖化を背景に影響を重くみた近隣住民の一部が反対している。

昨年３月には、兵庫県の井戸敏三知事が同社に対し、二酸化炭素排出量の削減強化や既存設備の効率向上、住民への積極的な情報公開などを求めた意見書を提出した。

同発電所は「石炭転換の断念は選択肢の一つ。最終的な判断はまだ分からない」としている。

「高砂の石炭火力発電所増設を考える会」が発足

高砂市でも電源開発による石炭火電増設計画に疑義・反対の声があげられ、「高砂の石炭火力発電所増設を考える会」が１月２２日結成され、石炭火電増設の実態・問題点を報せるチラシの市内全戸配布や勉強会など活動を開始しました。

学習会「計画について勉強する」

日時　３月１９日(日)　１４：００～

場所　高砂市中央公民館

講師　山本元さん（気候ネット）

参加費無料(カンパ制)

「高砂の石炭火力発電所増設を考える会」

連絡先　野々村　080-5305-8358　　山本　090-4496-2494

廃棄物処理法見直し議論で安定型処分場問題は？

環瀬戸内海会議顧問　　末田　一秀

安定型処分場は、遮水工や排水処理施設がなく、汚染をもたらさないとされる５品目以外の廃棄物の混入が避けられないことから各地で深刻な汚染問題を引き起こしており、設置の可否をめぐる裁判でも差し止めを認める判決が出ています。

このため、概ね５年に１度行われている廃棄物処理法の見直しで、前回の中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会の議論では論点に取り上げられましたが、2010年１月に出された報告書では、

「（ア）　安定型最終処分場対策の強化

安定型最終処分場については、（中略）課題が指摘されている一方で、産業廃棄物の処理に関して大きな役割を果たしてきている。このため、安定型最終処分場類型を廃止するのではなく、その実態を把握・評価し、安定型５品目以外の付着・混入を防止するための仕組みの強化や、最終処分場において浸透水等のチェック機能の強化等について更に検討していくべきである。」と、実質的な規制強化は先送りされてしまいました。

ところが、昨年５月に始まった同専門委の議論では,安定型処分場の問題は取り上げられることなく、12月15日に開かれた第７回の専門委で報告書案がまとめられ、同20日から１月19日までパブコメ意見募集が行われました。

そこで、環瀬戸では「安定型最終処分場の新規建設許可は行わないなど、規制強化を図っていくことを求める」意見を提出したところです。

パブコメを踏まえた専門委は、1月30日に開かれました。パブコメには65人・団体の意見300件が寄せられたとのことです。しかしながら、専門委の資料「提出された主な意見の要旨及び意見に対する専門委員会の考え方」には安定型処分場に関する意見も見解も記されていません。「主な意見」ではないと事務局が判断して、専門委員にも見せなかったことになります。見落としている論点がないか、間違った認識で議論がまとめられていないかなどについて、幅広く意見を募集するパブコメ制度の趣旨に反する取扱いと言わざるを得ません。計290の意見には見解案が示されましたが、うち約100件は「今後、環境省において検討」という回答で、これには委員からも「あまりに多い」「今後どのように進めるのか」との意見が出ていました。結局、何点か表現を修正しただけで報告書が取りまとめられました。

今回の廃棄物処理法見直し議論の中心となった有害物質を含む使用済み家電などが混ざった「雑品スクラップ」について環境省が規制を強化する法改正案を通常国会に提出するという時事通信の記事が配信されたのは、パブコメ意見募集期間中！　まさに環境省が決めていることを審議会に追認させるだけ、パブコメでは聞く耳を持たないということを示すフライングです。

30日には、委員から「時間をかけずに合意できることのみ廃棄物処理法を改正するということを45年くらい繰り返してきた。次回の見直しでは早めに着手し、制度のひずみが少なくなるような議論ができる改正プロセスを」という厳しい意見が出たことを報告しておきたいと思います。

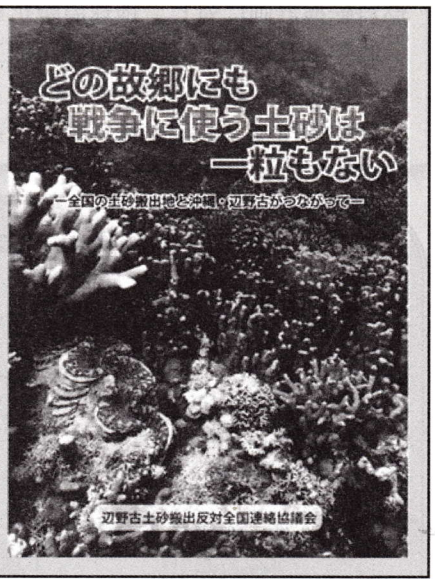

一冊、カンパ五百円（送料八二円）でお分けします。二十冊以上は一冊四百円（送料無料）余部があります。
環瀬戸事務局までお申し込み下さい。

広島市

一般廃棄物処分場反対立木トラストの現場から

広島の水と緑を守る会（立木トラスト）　地権者代表　立木トラスト事務局

立木オーナー様　寒中お見舞い申し上げます。毎日寒い日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。

広島市が進めている一般廃棄物最終処分場建設（恵下埋立地(仮称)整備事業）の浸出水送水ルート・方式の見直しを求めて取り組んでいます立木トラストにご賛同いただき、誠にありがとうございます。

現在、立木オーナー数は約２００名、登録立木本数も３００本以上となり、広島県外も北は青森から南は沖縄までたくさんの協力をいただいて大きな力となっています。

現状では、地権者の踏ん張りと立木トラストの取組みによって、ごみ搬入ルートおよび浸出水送水ルートのためのトンネル工事はストップした状態です。

しかし、広島市は私たちの要求にまったく応えないだけでなく、この整備事業を見直すこともせず、地権者に対しては土地の売却に応じるように接触を続け、立木トラスト事務局に対しても、立木オーナー名簿の提出を求めてきています。

また、現道の曲がりくねった細い県道 71 号線を利用しての浸出水送水ルートの案も模索しており、予断は許せません。そして、とても残念なことに浸出水送水ルートの地元である戸山学区連合町内会が、広島市と合意の方向で交渉に応じました。

私たちは、地域住民が安心して安全に暮らせる環境を守るために、安易に合意すべきではないと考えています。そのために、恵下埋立地本体の安全性はもちろんのこと、浸出水送水ルート・方式の見直しを求め続け、地権者をはじめ、地元の方や団体と連携し、要求を勝ち取るまで頑張る所存です。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

これから寒さも一段と厳しくなるようです。皆様もどうかご自愛下さい。（2017 年 1 月 16 日）

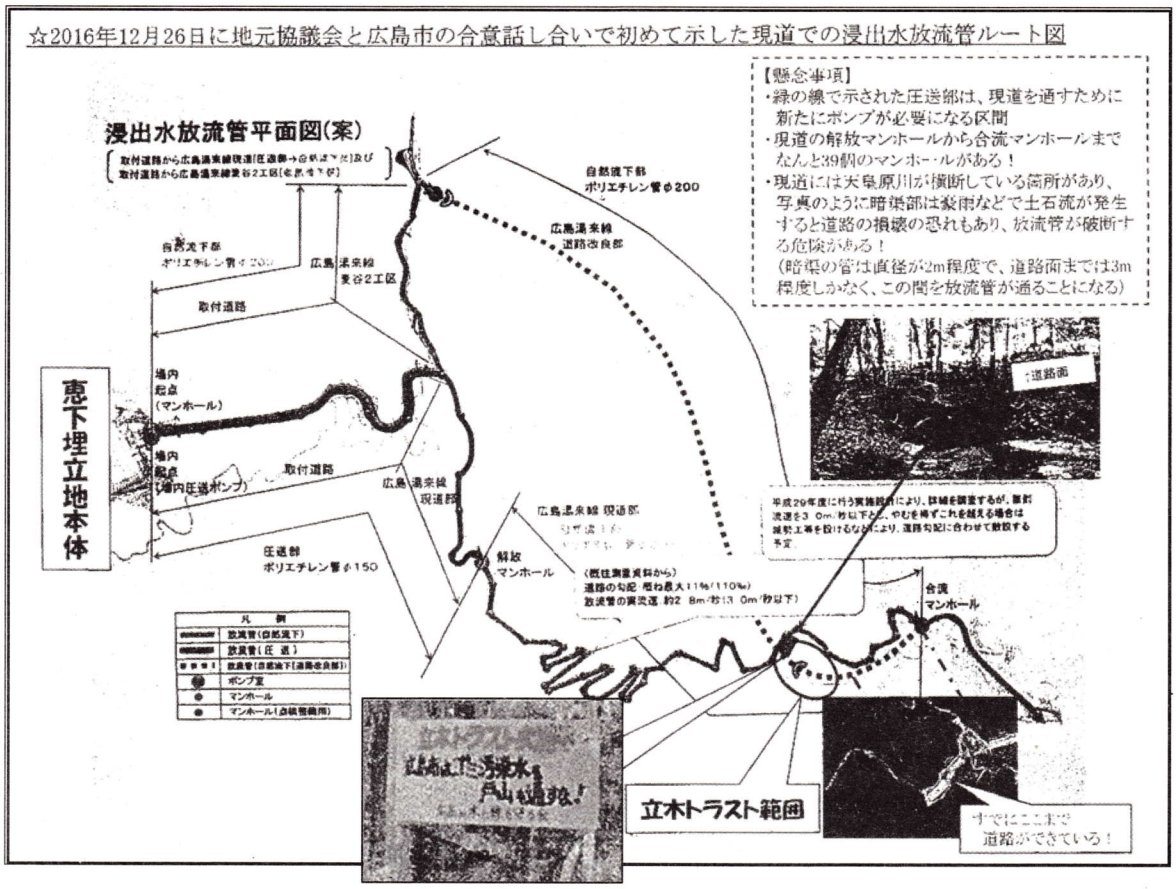

愛媛県

三瓶町産廃施設廃炉を目指す運動の現場から

西予市三瓶町　　菊池　弘三

愛媛県内外の方々の応援を得ての反対運動も 4 年の歳月が過ぎました。2016（平成 28）年 6 月 2 日に事業者が県に休止届を出したことは、愛媛県議会での渡部伸二議員の質問により明らかになりました。

2015（平成 27）年 11 月 22 日に「南予エコ」最後の焼却がなされましたが、それ以降は、外部電力供給線の切断、A 重油の抜き取り、運搬車両の持ち出し、機材等の整理、従業員全員解雇などを行いました。屋上のピット前の床は排水のつまりによって田圃のように水が溜まっています。約一年間は施設関係者の出入りの姿も見えません。

現地における再焼却や会社の転売がされないよう下記の対策を取りました。

① 西予市が 2 か所の新しい水路を「防災減災事業」として設置（事業所に流れ込んで使われていた上流表面水の流れを変更させた）

② 事業所への通行困難対策（車両の進入路なっていた隣地の他事業者の土地への「侵入不許可」を確約させた）

③ また毎週木曜日には、西予市庁前で抗議と広報活動も約 3 年続いています。

施設での焼却は休止となっていますが、廃炉を県が決定するまでは、まだまだ不安な日々が続きます。ふる里の自然・生活環境を守るために、毎日現場のパトロールも続けています。県に設置許可の取り消しを求める裁判は、裁判所による論点整理の段階に入りました。

今まで多くの同志たちと行ってきた住民運動のひとつひとつが、愛媛県と事業者に打撃を与えてきたのだという思いをもっています。自分たちのふる里は自分たちだけでは守れない、その闘いは、まるで戦国ドラマと似ているような気がします。今後とも皆様のご指導をお願いいたします。

岡山市

御津産廃処分場計画　最高裁で業者に「建設中止命令」
それでも岡山市は許可するのか

一昨年 7 月、最高裁で業者に対する御津町虎倉地区の産廃処分場建設差し止め命令が確定し、昨年 1 月 19 日には最高裁で、岡山市による産廃設置許可が取り消される可能性があった。ところが一昨年末、岡山市が突然に産廃設置許可取消を行い、これを受け最高裁は期日を取り消した。

昨年 8 月 31 日、業者は最終処分場の補正申請を提出。岡山市はそれを受理し、同年 10 月 17 日から設置許可申請の告示縦覧を開始した。しかも岡山市は、御津虎倉の産廃処分場の設置許可を職権で取り消しながら、8 年前の申請が、現在も有効のように取扱い、申請事項の補正のみを受け付け、再度設置許可手続きを開始したのだ。

業者は岡山市と相談を続け、浸出水調整池の容量増の軽微な変更で建設計画を続行し、許可の取り直しを図っている。許可を取るために許可を取り消す不可解な手続きをやってのけようというのだ。

許可処分を取り消しながら、申請のみが有効として、再審査を行うことは違法というほかない。また、軽微な変更で、補正部分は条例による審査を行う必要はないと言う。強引に公告縦覧を開始したが、縦覧書類に不備があり、改めて告示縦覧が行われるとしたが、開始日時はまだ決定していない。

しかも、同地区内にさらに産廃処分場計画が浮上している。

（御津産廃阻止ニュース 58～62 号より抄録）

香川県

豊島事件その後

香川県の言う「16年度末撤去完了」の現実

環瀬戸内海会議顧問　石井　亨

香川県豊島の産業廃棄物不法投棄事件現場の浄化作業（2000年公害調停成立）が現在進行形であることを知る人はそう多くは無い。話をすると、まだ終わってなかったんですかと驚かれるのが実態だ。若い人たちはそうした事件があったことすら知らない。調停条項上は2016年度末までに撤去を完了するという内容になっている。当初計画（10年処理）には4年間の猶予が与えられていたが、溶融炉の爆発、土壌洗浄の契約失敗、新たな廃棄物の発見、さらに比重の見直しなどを経て、68万トンと予想されていた撤去対象の廃棄物及び汚染土壌は90万9千トン（2016年12月15日現在）と大幅に増え、同時に大幅に遅れている。17年1月、ようやく掘削を終了し掘削完了判定の作業に入ったが、これとて、昨年1月には一昨年9月の作業とされ、昨年夏には12月に延期され、さらに遅れが出た状態なのである。香川県は1月現在3月21日に搬出完了を実現させるとしているが、極めて危険な状態にある。

間に合わさんがために、土日も掘削運搬をすすめているのだ。さらに運んでも溶融炉の限界を超えてしまうためにフレコンバッグで、三菱マテリアル敷地内に仮置きを始めている。香川県は簡単に土日操業と言うが、請負業者はそのために数ヶ月の短期労働者を雇用しなければ実際の作業にはならない。もちろん彼らは慣れていない。

強引な作業が提案されるたびに、ヒヤリハットは急増し、小さな事故も起きている。これらの遅れは、香川県の見通しの甘さであり、現状はかなり無理をしていると言わざるを得ない。豊島事件発生に当たって行政の無謬性神話（行政は間違いを起こさない）が取りざたされたが、17年間に渡る処理の中にも無謬性神話が見え隠れする。香川県の体質は基本的に変わってはいない。豊島住民は調停期日を仮に過ぎたとしても、安全に着実に事業を完了してもらいたいと願っている。

また、撤去は大きな一里塚であるには違いないが、その後ダイオキシン施設として使用された構造物は、徹底洗浄され解体される予定である。汚水処理にもまだ10年内外を必要とする。その上で緑化等の最終的な原状回復が行われることとなる。

さらに、この事件が、豊島の住民に、香川県民に、国民に教訓として生きるためにはどのように取り組んで行けば良いのか、と言う課題は私たちに重くのしかかる。

767億円（さらに増えると思われる）の巨費を投入して、汚染を無害化するという史上最大の作戦は、自然科学的にあるいは社会科学的に本当に実現するのか、豊島事件の後処理は撤去の完了をもって道半ばという位置にある。

17年1月29日
KSB瀬戸内海放送テレビ

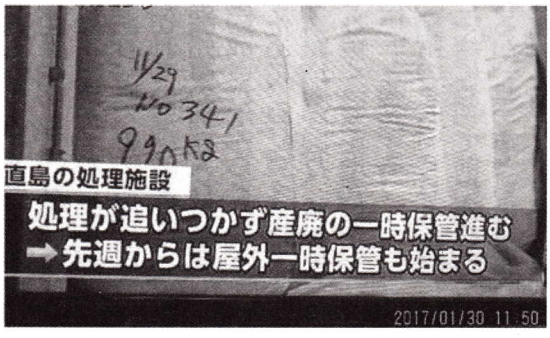

17年1月30日
RSK山陽放送テレビ

広島県

「鞆の浦埋立架橋計画」完全撤回、住民を分断した行政責任は重い

追跡2016 中国地方の現場から ④

鞆港架橋事業の完全撤回

県と地元 一体感課題

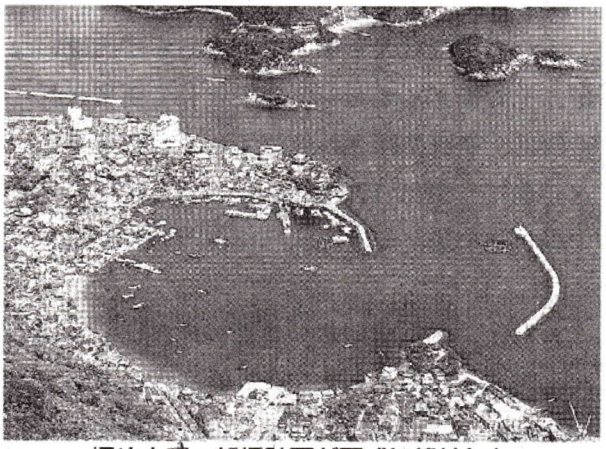

埋め立て・架橋計画が正式に終結した福山市鞆町の鞆港

「もう架橋はないと安心できた」。福山市鞆町の鞆港の一部を埋め立て、橋を架ける広島県の計画に反対し、裁判で計画に必要な埋め立て免許の差し止めを求めてきた原告団事務局長の松居秀子さん(66)は、訴訟終結の日を振り返った。

原案から30年余

2月15日、広島高裁であった控訴審で、県が埋め立て免許申請の取り下げ書を裁判長に示した後、原告側は訴えの取り下げを表明した。福山市も同日、埋め立て免許申請を取り下げた。事業は原案策定から30年余りを経て、未着手のまま完全撤回となった。

ただ―。松居さんは言葉を継ぐ。「万葉の時代からの港町の景観を踏まえたまちづくりへと、県や市の方向性が変わったとは感じない」。県が、鞆港西側で計画する高潮対策のための護岸整備や県道拡幅について景観への影響を懸念する。

湯崎英彦知事が、県の方針転換を表明したのは2012年6月。架橋を前提に、住民の安心・安全の確保や観光振興などの将来像を描いてきた住民や福山市にとっては、「はしごを外された」形だった。

鞆町内会連絡協議会の大浜憲司会長(69)は、免許申請の取り下げは、県の方針転換からの一連の流れにすぎないとする。一方で「架橋で解決しようとした課題は変わっていない。住民の命を守るために必要なものは信念を持ってやりきってほしい」と注文する。

県は、本年度の当初予算に鞆町関連の事業費12億3700万円を計上。鞆港西側では、景観や歴史的価値を踏まえて護岸の形状やデザインを決めるために現地調査などをした。県道拡幅のための用地交渉も着手。市から鍛冶駐車場を購入し、駐車台数を増やす立体化工事も進めている。

町家修理増える

市も8月、来年度中の新しいまちづくりビジョンの策定に向けて住民ワークショップを始めた。市の補助制度を活用し、歴史的な町家を修理する人も増えた。

今後は湯崎知事の鞆町訪問のタイミングや、架橋の代替と位置付ける山側トンネルの事業化が焦点となる。11月に福山市であった県市のトップ会談では、湯崎知事は、トンネル案を含めた県の方針を住民に説明をする場を持ちたいという意向を示し、枝広直幹市長も地元調整を約束した。

ただ、鞆町住民には「知事自らが地元に計画撤回の理由を説明してこなかったのは不誠実だ」などの意見もあり、県への不信感は拭い切れていない。県幹部は、湯崎知事の地元入りは機運が醸成されてからとし「そのために、目に見える形での事業進展を図り、事業をやり抜く決意を地元に示したい」と強調する。

鞆町のまちづくりを住民と一緒になって前に進められるか。県、市ともに17年は真価を問われる年になる。(衣川圭、樋口浩二)

クリック

鞆港埋め立て・架橋計画
福山市鞆町中心部の道幅が狭い県道の迂回(うかい)路として、鞆港の一部を埋め立て、長さ180㍍の橋を架ける計画。広島県が1983年に原案を策定した。県と市は2007年に埋め立て免許を申請。計画に反対する地元住民が訴訟を起こし、広島地裁は09年、景観保護を理由に免許差し止めを県に命じた。県は控訴した。湯崎英彦知事は12年6月、計画撤回を表明した。

2016.12.19 中國新聞　追跡 2016-④「鞆港架橋事業の完全撤回」

中国電力によるスラップ訴訟 勝利的和解！
僕たちの抗議行動は間違っていなかった

環瀬戸内海会議幹事　　岡田　和樹

○ 中国電力が原発に反対する市民を訴えた！

上関原発建設のための埋め立て工事に現地で抗議していた僕たち市民４人に対し、中国電力は2009年12月、「違法な妨害行為」により損害が生じたと4800万円の損害賠償請求を提訴しました。しかし、僕たちの行動は暮らしや命を守るための切実な抗議行動であり、その行動は一貫して非暴力で、表現の自由の中で行ってきたに過ぎません。

○ 表現の自由を委縮させるスラップ訴訟

裁判となると経済的・時間的・精神的にも圧力を受けます。そして、現地での抗議行動も委縮してしまいます。アメリカなどでは、国や大企業などが個人の表現行為を弾圧するために起こす訴訟をスラップ訴訟と呼び、憲法が保障する表現の自由を脅かすとして、「反スラップ法」が整備されています。

○ 訴訟が乱立する現状

しかし、日本ではスラップ訴訟の問題性が十分認知されておらず、全国的にも訴訟が起こされており、沖縄高江のヘリパット反対座り込みや東京の脱原発テントなどでは、住民側が敗訴し、妨害禁止や損害賠償が請求されています。権力を持つ側が、反対の声を押さえる為に司法の利用が広がれば、おかしいことにおかしいと言えなくなってしまいます。

○ 6年8カ月もの裁判期間

中国電力の損害賠償請求の訴状には、事実関係に間違いや不備が多く、その訂正に３年近くもかかりました。その後も、損害や争点が不明確で立証されないまま、時間と多額の裁判費用が費やされました。裁判は損害金の獲得が目的ではなく、長引かせて反対市民への疲弊と恫喝が目的のスラップであることが明らかでした。

○ 裁判の雰囲気が変わった

裁判の中で、僕たち被告は一貫しておかしいことにはおかしいと訴えてきました。また、弁護団も全国各地から参加して下さり、さらにこの訴訟はおかしいとたくさんの方が一緒に声を挙げて下さいました。広島からは毎回、裁判傍聴バスツアーが運行され、回を重ねるごとに参加者が増えていきました。平日にも関わらず200人以上の傍聴希望者が詰めかけて下さるようになり、山口地裁では異例の屋外での傍聴抽選が行われた程です。このことは、被告４人を支えただけではなく、少しずつ裁判の流れも変えていったと実感しています。

○ 勝利的和解を勝ち取った

2015年６月と７月にようやく被告４人の本人尋問が行われました。それを踏まえ裁判所から和解が打診され、和解協議が始まりました。協議の中で中国電力は高額の違約金や妨害行為の具体的な条件を出してきましたが認められず、裁判所が最終的に提案した和解の大筋は、①被告４人は、工事再開時に海上交通三法に違反し、関係船舶の航行の妨害を行わない。違反すれば罰金を支払う。②中国電力は損害賠償請求を放棄する。③表現行動は制約を受けないというものでした。この和解が成立し、僕たち被告４人は、国内法規を守るという当然のことを確認しただけで、賠償金支払いもなく、裁判からも解放され、今後の抗議行動も制約を受けないという実質勝訴の和解が確定しました。これまでの現地での抗議行動は間違っていなかったことが確認できました。また改めて、憲法が保障する「表現の自由」に守られていると実感しました。

そして、多くの市民の力で権力に立ち向かい、スラップを跳ね返すことができたことは大きな希望です。僕たち被告を最後まで支え、ともに闘って下さり、本当にありがたく思います。今後は、一刻も早い上関原発の白紙撤回と、二度とスラップ訴訟が起きない世論作りに最大限尽力したいと思っています。

1986年広島県三原市生まれ　農業・水辺教室講師
元「上関原発阻止被告団・弁護団・応援団」

＝ 開催予告 ＝

環瀬戸内海会議第 28 回総会

6月24(土)～25日(日)、または
7月1(土)～2日(日)、
山口県で開催します。

今回は、辺野古埋立て用土砂採取に反対して昨年1月結成の**「辺野古に土砂を送らせない！山口のこえ」**のご協力で開催することになりました。

辺野古埋立て用土砂採取地とされる周南市黒髪島現地視察など計画しています。(詳細次号)

辺野古土砂全協　第4回総会は、5月27日(土)～28日(日)、北九州市で開催します

今年、全国からみんなが来るのを楽しみに待っちょるけねー　by 北九州連絡協議会
今から日程をスケジュールに入れておいてくださいね。詳細は次号でお知らせします。

☆☆☆ 各地からのご案内 ☆☆☆

◆2月25日(土)　「岩国基地の拡張・強化に反対する学習会」　14：00～　廿日市市市民交流プラザ　講師　山下三郎・元廿日市市長　参加費：800円(学生・障がい者無料)　主催　岩国基地の拡張・強化に反対する広島県西部住民の会　(0829-31-3356)

◆2月25日(土)　シンポジウム「外来種対策の課題」　12：30～16：30　中央大学駿河台記念館670教室　登壇者：五箇公一(国立環境研究所)　安部真理子(NACS-J)　他　主催：WWF－J、日本自然保護協会　(03-3553-4103)

◆2月26日(日)　春の学習会「巨大基地は抑止力か」～瀬戸内海からの土砂搬出にふれて～　13：00～　網干図書館ホール(姫路市　山電網干駅前)　講師　泥　憲和　さん(元自衛官)　主催　播磨灘を守る会　(079-322-0224)

◆2月26日(日)～3月1日　第1回「阿部悦子と行く辺野古・高江への旅」__申込み締切ました__主催　愛媛～沖縄・ゆいまーる(代表　久保田一郎)

◆3月　7日(火)　岡山市斎場建設計画・産廃処分場跡地不当高額取得違法確認請求住民訴訟　判決言い渡し　13：15　岡山地裁

◆3月10日(金)　フクシマを忘れない！さよなら原発　ヒロシマ集会・デモ　18：00～広島原爆ドーム前　主催：同集会実行委員会(082-503-5855)

◆3月12日(日)　さよなら原発関西アクション　10：00～中之島公会堂・中之島公園(大阪市)

◆3月25日(土)　上関原発を立てさせない山口県民大集会　10：00～　山口市維新公園・三段池

◆5月27日(土)～28日(日)　辺野古土砂全協第4回総会　北九州市

2016年度会費納入のお願い

年会費(一口)　個人4,000円　団体10,000円
―― 何口でも可 ――

非礼と思いますが、会費等を納入頂いた方にも振込用紙を同封しています。環瀬戸の活動は、主に年会費とカンパで賄われていることにご理解をお願いします。
カンパ熱烈大歓迎！！です。

環瀬戸内海会議のHPアドレス
http://www.setonaikai-japan.net
「環瀬戸内海会議」で検索して下さい。

瀬戸内トラストニュース　第66号　2017年2月20日発行　／　発行責任者　松本宣崇
環瀬戸内海会議　共同代表　　阿部　悦子(愛媛県)　湯浅　一郎(東京都)
Eメール　nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp
HPアドレス　　http://www.setonaikai-japan.net/
会費等振込先　　郵便振替　口座No.　01600－5－44750　名義　環瀬戸内海会議
銀行口座からのお振込は、ゆうちょ銀行169店　当座　0044750　カンセトナイカイカイギ　まで